平成２８年（フ）第１２８０号
東京都八王子市久保山町２丁目19番地７コートヴィレッジ宇津木台105号
債務者　佐々木忠孝
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２０号
岡山県高梁市浜町1969番地１田村マンション３階301号室、住民票上の住所岡山県高梁市川上町上大竹425番地２
債務者　岡崎久美子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４３号
静岡市清水区興津中町625番地の１　県営団地４－303
債務者　今村　信二
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９３号
静岡市葵区籠上11番37―203号
債務者　遠藤　　実
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８５号
岡山市北区吉備津1227番地15、旧住所岡山県倉敷市玉島長尾48番地２エクセランセトル202号室
債務者　橋本　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９５号
岡山県備前市日生町寒河3969番地
債務者　香山　建記
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０４号
岡山市北区大安寺西町３番17号中野レジデンス102
債務者　藤田　美幸
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０８号
岡山市南区並木町１丁目５番６号
債務者　林　　常男
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１０号
岡山県赤磐市西軽部288番地７
債務者　有本　美佳
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０７号
東京都立川市幸町２丁目16番地の４都営幸町第五２棟401号
債務者　大前　初江
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２４２号
東京都町田市森野１丁目３番343号
債務者　山下　信子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０２２号
東京都立川市幸町４丁目43番地の29ラ．エスポワール東大和Ⅱ―201号
債務者　田中　優次
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２６０号
東京都八王子市小比企町492番地２メヌエットイソマ206号
債務者　杉田　裕明
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２６５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地３－９－404
債務者　御崎　睦廣
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７１３号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番５―203号
債務者　秋山幸絵こと　アキヤマ　グラシェラダルス
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部